

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">第二節 国税の納付義務の承継等</p> <p style="text-align: center;"><u>第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継</u></p> <p>1 <u>承継する国税の範囲</u></p> <p>2 <u>納税の猶予等の効力の承継</u></p> <p>3 <u>固有財産</u></p> <p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>3 相続税法第34条の<u>連帯納付責任者</u>の1人について生じた納付等の効果</p> <p>4 相続税法第34条の<u>連帯納付責任</u>の徴収手続</p> <p style="text-align: center;"><u>第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務</u> <u>連帯納付義務者</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任</u></p> <p>1 <u>連帯納付責任の確定手続</u></p> <p>2 <u>分割をした法人から承継した財産の価額</u></p> <p>3 <u>分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係</u></p> <p>4 <u>信託に係る国税の納付義務等の承継との関係</u></p>	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">第二節 国税の納付義務の承継等</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>3 相続税法第34条の<u>連帯納付義務者</u>の1人について生じた納付等の効果</p> <p>4 相続税法第34条の<u>連帯納付義務</u>の徴収手続</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

(2) 省略用語

(2) 省略用語

索引	省略した用語	省略された用語
れ	<u>連帯納付義務</u>	<u>通則法第9条（共有物等に係る国税の連帯納付義務）、第9条の2（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）、徴収法第33条（無限責任社員の第二次納税義務）、自動車重量税法第4条（納税義務者）、登録免許税法第3条（納税義務者）及び印紙税法第3条（納税義務者）の規定により、連帯して国税を納める義務</u>
	<u>連帯納付義務者</u>	<u>通則法第9条（共有物等に係る国税の連帯納付義務）、第9条の2（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）、徴収法第33条（無限責任社員の第二次納税義務）、自動車重量税法第4条（納税義務者）、登録免許税法第3条（納税義務者）及び印紙税法第3条（納税義務者）の規定により、連帯して国税を納める義務を負う者</u>
	<u>連帯納付責任</u>	<u>通則法第9条の3（法人の分割に係る連帯納付の責任）、相続税法第34条（連帯納付の義務等）、地価税法第29条（土地等の贈与等を</u>

索引	省略した用語	省略された用語
れ	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

改正後		改正前			
	<p>連帯納付責任者</p>	<p><u>受けた場合の連帯納付義務）、法人税法第81条の28（連結子法人の連帯納付の責任）、第152条（受託者の連帯納付の責任）及び消費税法第15条第13項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定による連帯納付責任</u></p> <p><u>通則法第9条の3（法人の分割に係る連帯納付の責任）、相続税法第34条（連帯納付の義務等）、地価税法第29条（土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付義務）、法人税法第81条の28（連結子法人の連帯納付の責任）、第152条（受託者の連帯納付の責任）及び消費税法第15条第13項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定による連帯納付責任を負う者</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
第2条関係 定義		第2条関係 定義			
<p>納税者</p> <p>（国税を納める義務がある者）</p> <p>1 この条第5号の「国税を納める義務がある者」には、<u>連帯納付責任者</u>が含まれる。</p>		<p>納税者</p> <p>（国税を納める義務がある者）</p> <p>1 この条第5号の「国税を納める義務がある者」には、<u>相続税法第34条（連帯納付の義務）の規定により連帯納付義務を負う者</u>が含まれるものとする。</p>			
第5条関係 相続による国税の納付義務の承継		第5条関係 相続による国税の納付義務の承継			

改正後	改正前
<p>(指定相続分と遺留分との関係)</p> <p>10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであっても、減殺の請求がない限り、この条第2項の規定の適用については、その指定相続分による。</p> <p><u>なお、遺留分減殺の請求がある場合であっても、その請求が、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言（平成3.4.19最高判参照）による財産の承継、特定遺贈又は遺言者の財産全部についての包括遺贈などに対してなされたものであって、その請求によって遺留分権利者に帰属する権利が相続財産としての性質を有しないときは（平成8.1.26最高判参照）、この条第2項の規定の適用については、その指定相続分による（平成25.10.18東京地判参照）。</u></p> <p>(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)</p> <p>16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、<u>連帯納付責任</u>、第二次納税義務、国税の保証債務又は納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者若しくは連帯納付責任者、主たる納税者又は他の相続人の履行により、消滅したときにおけるこの条第3項の「同項の規定により計算した国税の額」は、その消滅した額（連帯納付義務にあつては、消滅した額のうちその負担部分を<u>超える額</u>）を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継</u></p> <p>(承継する国税の範囲)</p> <p>1 この条第1項から第4項までの「課されるべき国税」、「納付すべき国税」又は「徴収されるべき国税」は、<u>第5条関係4から6までと同様である。</u></p> <p>(納税の猶予等の効力の承継)</p> <p>2 <u>この条の規定により国税の納付義務の承継があつた場合の納税の猶予等の効力につ</u></p>	<p>(指定相続分と遺留分との関係)</p> <p>10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであっても、減殺の請求がない限り、この条第2項の規定の適用については、その指定相続分による。</p> <p>(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)</p> <p>16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、第二次納税義務、国税の保証債務、<u>納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者（相続税法第34条に規定する連帯納付義務にあつては、相続税または贈与税の納税義務者）</u>、主たる納税者<u>または</u>他の相続人の履行により、消滅したときにおけるこの条第3項の「同項の規定により計算した国税の額」は、その消滅した額（連帯納付義務にあつては、消滅した額のうちその負担部分を<u>こえる額</u>）を控除した額とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>いては、<u>第5条関係7と同様である。</u></p> <p><u>(固有財産)</u></p> <p>3 この条第5項の「固有財産」とは、この条第1項の任務が終了した受託者又はこの条第2項の任務終了受託者に属する財産であつて、<u>信託財産に属する財産でない一切の財産をいう</u>（信託法第2条第8項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p><u>(連帯納付義務者の負担部分)</u></p> <p>1 民法第437条<u>(連帯債務者の一人に対する免除)</u>又は第439条<u>(連帯債務者の一人についての時効の完成)</u>の規定を準用する場合における連帯納付義務者の負担部分は、納税者間に特約があるときはそれにより<u>(会社法第843条第3項参照)</u>、特約がないときで、<u>共有物の持分又は共同事業等により受ける利益の割合が納税者間において異なるときはその持分又は受ける利益の割合により</u>（民法第253条、第674条参照）、これによつても定まらないときは平等とする。</p> <p><u>(その他の事由の相対的効力)</u></p> <p>2 連帯納付義務者の1人につき生じた履行、請求、免除、時効消滅及び滞納処分 の停止による消滅以外の事由、<u>例えば、次に掲げるものの効力は、他の連帯納付義務者には及ばない。</u></p> <p>(1) 申告又は更正決定等による国税の確定</p> <p>(2) 延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予</p> <p>(3) <u>差押え又は債務の承認等による時効の中断</u></p> <p><u>(相続税法第34条の連帯納付責任者の1人について生じた納付等の効果)</u></p> <p>3 相続税若しくは贈与税を納税義務者が履行したとき、<u>又は納税義務者について免除がされ、時効が完成し、若しくは滞納処分の停止による消滅があつたときは、</u></p>	<p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p><u>(連帯納付義務者の負担部分)</u></p> <p>1 民法第437条または第439条（免除等の絶対的効力）の規定を準用する場合における連帯納付義務者<u>(相続税法第34条に規定する連帯納付義務を負う者を除く。)</u>の負担部分は、納税者間に特約があるときはそれにより、特約がないときで、共同事業等により受ける利益の割合が納税者間において異なるときはその受ける利益の割合により、これによつても定まらないときは平等とする。</p> <p><u>(その他の事由の相対的効力)</u></p> <p>2 連帯納付義務者<u>(相続税法第34条に規定する連帯納付義務を負う者を除く。)</u>の1人につき生じた履行、請求、免除、時効消滅および滞納処分の停止による消滅以外の事由、<u>たとえば、次に掲げるものの効力は、他の連帯納付義務者には及ばない。</u></p> <p>(1) 申告<u>または</u>更正決定等による国税の確定</p> <p>(2) 延納、納税の猶予<u>または</u>徴収<u>もしくは</u>滞納処分に関する猶予 (新設)</p> <p><u>(相続税法第34条の連帯納付義務者の1人について生じた納付等の効果)</u></p> <p>3 相続税<u>または</u>贈与税を納税義務者が履行したとき<u>または</u>納税義務者について免除がされ<u>もしくは</u>時効が完成し<u>もしくは</u>滞納処分の停止による消滅があつたとき</p>

改正後	改正前
<p>他の者に<u>係る</u>相続税法第34条に規定する<u>連帯納付責任額</u>は、その基因となった相続税又は贈与税の残額の範囲内においてなお存続するものとする。</p> <p>なお、相続税法第34条に規定する<u>連帯納付責任者</u>につき生じた履行及び請求以外の事由は、相続税又は贈与税の納税義務者には及ばない。</p> <p>(注) <u>連帯納付責任者</u>のうち相続により<u>連帯納付責任</u>を承継した者がある場合において、<u>連帯納付責任</u>を履行したときは、上記本文と同様である。</p> <p>(相続税法第34条の<u>連帯納付責任</u>の徴収手続)</p> <p>4 相続税法第34条に規定する<u>連帯納付責任</u>の徴収手続は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 相続税又は贈与税の申告が共同してされた者に<u>係る</u>同条第1項又は第2項に規定する<u>連帯納付責任</u>については、その相続税又は贈与税の督促状(相続税又は贈与税が完納されている者については、<u>連帯納付責任に係る</u>督促状とする。以下(2)において同じ。)に「相続税法第34条の規定による連帯納付の<u>責任</u>がある」旨の文言を記載して<u>行</u>う。</p> <p>(2) 相続税又は贈与税の更正又は決定が同時にされた者に<u>係る</u>同条第1項又は第2項に規定する<u>連帯納付責任</u>については、その更正又は決定の通知書及び督促状に、上記(1)の文言を記載して<u>行</u>う。</p> <p>(3) 同条第2項に規定する<u>連帯納付責任</u>で、その基因となる相続税又は贈与税につき被相続人の死亡前に督促がされているものについては、第5条関係20(被相続人の国税につき督促がされている場合の催告)に準じて<u>行</u>う。</p> <p>(4) (1)から(4)までに定めるところによることができない者に<u>係る</u><u>連帯納付責任</u>については、その基因となる相続税又は贈与税の納税地を所轄する税務署長が、納税の告知及び督促をすることにより<u>行</u>う。</p> <p><b>第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務</b></p> <p>(連帯納付義務者)</p> <p><u>この条の規定により連帯納付義務を負う者は、判決により無効とされた合併又は分割</u></p>	<p>は、他の者にかかる相続税法第34条に規定する<u>連帯納付義務額</u>は、その基因となった相続税または贈与税の残額の範囲内においてなお存続するものとする。</p> <p>なお、相続税法第34条に規定する<u>連帯納付義務を負う者</u>につき生じた履行および請求以外の事由は、相続税または贈与税の納税義務者には及ばない。</p> <p>(注) <u>連帯納付義務者</u>のうち相続により<u>連帯納付義務</u>を承継した者がある場合において、<u>連帯納付義務</u>を履行したときは、上記本文と同様である。</p> <p>(相続税法第34条の<u>連帯納付義務</u>の徴収手続)</p> <p>4 相続税法第34条に規定する<u>連帯納付義務</u>の徴収手続は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 相続税または贈与税の申告が共同してされた者にかかる同条第1項または第2項に規定する<u>連帯納付義務</u>については、その相続税または贈与税の督促状(相続税または贈与税が完納されている者については、<u>連帯納付義務にかかる</u>督促状とする。以下(2)において同じ。)に「相続税法第34条の規定による連帯納付の<u>義務</u>がある」旨の文言を記載して<u>行</u>なう。</p> <p>(2) 相続税または贈与税の更正または決定が同時にされた者にかかる同条第1項または第2項に規定する<u>連帯納付義務</u>については、その更正または決定の通知書および督促状に、上記(1)の文言を記載して<u>行</u>なう。</p> <p>(3) 同条第2項に規定する<u>連帯納付義務</u>で、その基因となる相続税または贈与税につき被相続人の死亡前に督促がされているものについては、第5条関係20(被相続人の国税につき督促がされている場合の催告)に準じて<u>行</u>なう。</p> <p>(4) (1)から(4)までに定めるところによることができない者にかかる<u>連帯納付義務</u>については、その基因となる相続税または贈与税の納税地を所轄する税務署長が、納税の告知および督促をすることにより<u>行</u>なう。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(以下この条関係において「合併等」という。)をした法人であつて、当該合併等により新設された法人は該当しない(会社法843条1項参照)。</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任</u></b></p> <p><b><u>(連帯納付責任の確定手続)</u></b></p> <p><u>1 この条の規定による連帯納付責任は、分割をした法人のこの条第1号又は第2号に掲げる国税(以下この条関係において「分割前国税」という。)の納税義務の確定という事実</u><u>に照応して、法律上当然に生ずるものであり、この連帯納付責任につき格別の確定手続を要しない(昭和55.7.1最高判参照)。</u></p> <p><b><u>(分割をした法人から承継した財産の価額)</u></b></p> <p><u>2 この条の「分割をした法人から承継した財産の価額」とは、分割があつた時におけるその分割により承継した積極財産の価額をいう。</u></p> <p><b><u>(分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係)</u></b></p> <p><u>3 分割前国税の納付義務について生じた事由の連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の分割前国税の納付義務に対する効力は、次のとおりである(平成13.9.28大阪高判参照)。</u></p> <p><u>(1) 分割をした法人がその分割前国税を納付したときは、その納付後の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</u>  <u>また、連帯納付責任者が連帯納付責任の履行として分割前国税を納付したときは、その範囲内において分割前国税の納付義務は消滅する。</u></p> <p><u>(2) 分割前国税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項(滞納処分の停止の要件等)による消滅又は時効による消滅(以下(2)において「免除等」という。)があつたときは、免除等の後の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</u>  <u>なお、連帯納付責任について免除等があつた場合であっても、分割前国税の納付義務は消滅しない。</u></p> <p><u>(3) 分割前国税に係る徴収権の時効中断の効果は連帯納付責任に及ぶ。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効中断の効果は、請求によるものを除き、分割前国税の納付義務には及ばない（民法第 458 条、第 434 条参照）。</u></p> <p><u>（信託に係る国税の納付義務の承継等との関係）</u></p> <p><u>4 信託の受託者である法人が分割をした場合（その分割が法人税法第 2 条第 12 号の 10 に規定する分社型分割である場合を除く。）において、その分割により事業を承継した法人が通則法第 7 条の 2 第 4 項の規定により受託者として納付義務を承継するときは、その承継した国税について、この条による連帯納付責任を負わない。</u></p> <p><u>なお、分割により事業を承継した法人が、信託財産以外の財産を承継取得した場合において、分割前国税が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う信託財産限定責任負担債務（信託法第 154 条）であるときは、その分割により事業を承継した法人は、その分割前国税の納付義務も承継せず、また、この条による連帯納付責任も負わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 52 条関係 担保の処分</p> <p>担保財産の処分 （担保財産の差押え）</p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を差し押さえる。この場合において、その担保財産に滞納処分による先行の差押えがされているときは、参加差押えをする。</p> <p>なお、その財産が納税者以外の第三者に帰属しているときの差押え又は参加差押えの手続は、その第三者を相手方として<u>行い、滞納者に差押え等をした旨を通知する</u>（徴収法基通第 54 条関係 12 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 63 条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p> <p>第二次納税義務等の免除 （第二次納税義務等の免除）</p>	<p style="text-align: center;">第 52 条関係 担保の処分</p> <p>担保財産の処分 （担保財産の差押え）</p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を差し押さえる。この場合において、その担保財産に滞納処分による先行の差押えがされているときは、参加差押えをする。</p> <p>なお、その財産が納税者以外の第三者に帰属しているときの差押え又は参加差押えの手続は、その第三者を相手方として<u>行う</u>（徴収法基通第 54 条関係 12 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 63 条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p> <p>第二次納税義務等の免除 （第二次納税義務等の免除）</p>



改正後	改正前
<p>16 第二次納税義務者（徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号（実質課税額等の第二次納税義務）及び第 41 条第 1 項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者を除く。）又は保証人について、この条の規定に該当する事由が生じた場合には、その第二次納税義務者等についてもこの条の規定に準じて免除することができる。</p>	<p>16 第二次納税義務者（徴収法第 36 条第 1 号（実質課税額等の第二次納税義務）及び第 41 条第 1 項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者を除く。）又は保証人について、この条の規定に該当する事由が生じた場合には、その第二次納税義務者等についてもこの条の規定に準じて免除することができる。</p>